

香川県過疎地域持続的発展方針の施策の方向性とSDGsの17ゴールの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年9月、国連サミットにおいて採択された、令和12年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現等17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

SDGsの理念や目標は、本県が香川県過疎地域持続的発展方針において取り組む各施策と方向性を同じくするものです。特に10番目のゴール「人や国の不平等をなくそう」、11番目のゴール「住み続けられるまちづくりを」、17番目のゴール「パートナーシップで目標を達成しよう」は、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域において、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう過疎地域の市町と協働して講じる全ての施策と共通しているほか、その他のゴールも次表のとおり各施策と密接に関わっていることから、本方針を推進することにより、SDGsの達成につなげていきます。

SDGsの17ゴール 香川県過疎地域持続的発展方針 の具体的な施策		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
第1	基本的な事項	「基本的な事項」では具体的な施策の記載なし																
第2	移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成										○	○						○
第3	産業の振興		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
第4	情報化の推進										○	○						○
第5	交通施設の整備、交通手段の確保									○	○	○						○
第6	生活環境の整備						○				○	○						○
第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進			○		○					○	○						○
第8	医療の確保			○							○	○						○
第9	教育の振興				○						○	○						○
第10	集落の整備										○	○						○
第11	地域の文化芸術の振興等				○						○	○						○
第12	再生可能エネルギーの利用の推進							○			○	○		○				○
第13	共助の社会づくり										○	○						○

各施策の取組みの方向が、「SDGs」の17ゴールの目的と関連している場合は、該当するゴールに「○」を記載しています。